

学者などの自転車が駅前広場の半分近くを占め、自動車や通れる状態になりました。駅側は自転車、商店側は自動車が駐車しており、時折五日市街道方面より自動車スピードを上げて入ってくるので、非常に歩行が困難となり、この問題が起きている駅前通りには、四カ所の個人の自動車駐車場ができました、市当局では、用地難とのことでありますが、もっと早く対応すれば、用地も何とかなったのではないかと。

牛浜駅前広場用地も、もとは牛浜発展のため、地元の方々が土地及び寄附金を提供し、できたものですが、現在はJRの土地で思うようにならないようですが、悲惨な事故が起きる前に、何らかの交通安全対策をとる必要があると思います。また、根本的な駐輪場設置について、市側のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、牛浜児童公園整備につきまして、お尋ねいたします。

この牛浜児童遊園は、周辺の子供たちや老人の方々などで非常に多くの方々が利用されております。しかし、地盤が道路より低地であるため、雨が降りますと周囲の畑や路面から雨水が流れ込み、その都度砂を敷いておるようですが、雨が降るたびにこのようでは、非常に困ります。盛り土なり、排水について対応できないものかどうか、お伺いいたします。

また、公園面積も、ゲートボール場として老人会の方々が半日、児童の遊びに影響しないように使用しておりますが、常時双方で利用できるよう、隣地に畑などもございますので、それを借りることができましたら、何とか面積を広くして、もっと遊具を多く設置でき、ゲートボールも思うようにできると思いますが、市のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、交通公害について質問いたします。

公共的施設が集中し、本町商店街を横断している栄通り、奥多摩街道から青梅、羽村方面の工業団地へ抜ける道路として、大きな幹線道路としての役割となっておりますが、殊に最近は大形車の通行が激しくなり、道路の横断もままならぬばかりでなく、四六時中間断なく七〇ホン以上の音を立てて疾走し、沿線の住民は夜も安眠できない状態であります。商業の立地条件としても悪くなり、ますます衰退することと思えます。都内及び日野方面からの大形車が、羽村工業団地などに行く、いわゆる通過道路であり、福生には何の恩恵もない、ただ騒音、排気、通行の不安を与えるだけの道路であります。

このような、商店街の真ただ中に、大形車が走るところはどこにもないと思えます。道路の破損も多く見られ、車がそこを通るたびに大きな音を立てて走ってまいります。特に最近栄通り沿道において、素通りする特殊大形車を初め車両

の交通量はますます頻度を増し、それに伴い、振動や騒音が激しく、夜も寝られないとか、棚の物が、壁が落ちる、勉強がなかなか落ち着いてできない、などの被害も増加し、生活環境を多く脅かされている現状でございます。このような環境から逃れるため、沿道の住民の一部には、移転なり転居を考えている人もおられます。この道路は都道であり、また交通関係は警察側という、いろいろ問題はあろうかと思いますが、沿道住民の苦渋をお察し賜り、この対策についてどのようなお考えがあるかを、お尋ねいたします。

次に、福祉対策のれんげ作業所についてお尋ねいたします。

心身障害者を対象としたれんげ作業所は、近隣市町にもなく、当市で誇れるただ一つの施設ではないかと存じます。この設置に当たりましては、関係者各位の並ならぬ御協力と御努力があったものと思えます。

年々入所者もふえ、ことしも五名の入所があり、現在十五名となっております。今後、ふえればこそ、減ることはないと思いますが、しかし、この施設、設備を見ますと、玄関前は陸橋方面や国道方面からの交通量も多く、非常に危険であり、入所者がふえて施設全体が既に狭く、料理実習するにもその設備すらない状態でございます。このような施設の拡充の考えがあるかどうか。また、ほかの病院に一時入院したために、帰ってきてても受け入れてもらえず、非常に困っている方もございます。これも善処されるように、お願いいたします。

続いて、多摩川の美化について、都市下水路の排水対策についてお聞きしたいと思います。

福生唯一の自然、多摩川、春は桜祭り、夏はアユ釣り、秋は行楽と市民の憩いの場所として利用されている多摩川ですが、しかし、永田橋上流のかに坂公園近くには、下水が流れ込み、最近特に悪臭がひどく、清流とはほど遠い感じがいたします。

聞くところによりますと、上流の羽村町ではさらに雨水排水をこの下水につなげるということであり、このはけ口近くには、遊歩道やかに坂公園など、自然環境としては非常に整備されておりますが、上流がこのようでは、福生地区の多摩川はさらに汚染されると思われます。青梅より当市に残された貴重な自然である清流を取り戻すための方策を、市ではどう考えておられるか、お尋ねいたします。

以上五項目について、私の一般質問とさせていただきます。

○市長（田村匡雄君） 御指名をいただきましたので、佐藤議員さんの一般質問にお答えをいたします。

佐藤議員さんからは、大変多岐にわたりました御質問をいただきました。

まず最初に、牛浜駅西口の整備に對しまして、お答えを申し上げます。

当市は、五つの駅とかかわるわけでございますが、駅前付近における自転車駐車並びに自動車の駐車は、道路機能の障害と交通安全上のみならず、お話にもありましたように都市景観を著しく損ない、駅付近に限らず市のイメージを低下させていることも事実でございます。加えて、防犯上の問題、あるいは市民生活上のモラルにも影響を与えますし、その整備や撤去の繰り返しは、市の負担増にもつながるわけであります。まことに残念な現象であります。憂慮を極めているところでございまして、解決を急がなければならぬ大きな政策課題の一つであります。

この抜本的解決は、土地を確保し、駐輪場を整備して、条例による一定の規制とモラルの確保であります。これまでの取り組みにつきまして若干の経過を申し上げますと、昭和五十七年度に市役所内の関係部課との調整会議を開かせて決めた駐輪場計画に基づきまして、施策を進めているところでございます。しかしながら、何よりも必要な土地確保が、主として個人の所有地に頼らざるを得ないわけですので、なかなか容易ではありません。

そのような中で、御指摘の牛浜駅西口であります。計画に従い、国鉄当時から約二百平方メートルを借り、立体駐車場によって対処いたすべく交渉してきたところですが、応じていただけないまま今日に至っております。ただ、あくまでもJR東日本の黙認ですが、実質的には受けていますので、約四百三十台分を高齢者事業団に委託して整備を行っている。一応整然としている状態にあります。これにJR東日本が自動車駐車場として十台分を貸していますし、放置自転車約百台ほどございますので、約一千三百平方メートルあるJR東日本用地もいっばいの状態で、全く佐藤議員さんのおっしゃるとおりでございます。

そこで今後の対応策でございますけれども、できれば東西とも民有地を売っていただけるよう努力をいたしまして、駐輪場を整備し、そして駅前が安全で駅前らしくなるように考えていますので、しばらく時間をいただければと存じております。

続きまして、公園整備、牛浜児童遊園整備拡充についてでございますが、当児童遊園は、牛浜四十四番地、高橋与十氏の所有地を借用し、昭和四十八年三月開設し、以来十四年間周辺市民の方々に御利用をいただいております。

建設時、排水について種々検討いたしました。敷地より南側の道路が約五十センチメートル、北側の住宅地が約三十センチメートル高いため、北側住宅地及び児童遊園の雨水は、自然流下での排水が不可能なため、地下に浸透させるよう、吸込槽を設置し、対応してまいりました。しかし、こう一日ないし二日間、児童遊園内に水がたまり使用できない状態になることは、まことに遺憾であります。根本的な解決策といたしましては、雨水管の整備を待つて雨水の排除をすることですが、当地区の雨水管の整備は、なお相当の年月を有するものと思われ。

したがって、当面の対応策として、土地所有者の同意をいただき、東側の畑から雨水の流入防止、吸込槽の増設、整地等、施設整備を図り、利用しやすい児童遊園にしていきたいと思います。

施設の拡充については、隣接しております農地が長期営農継続農地として耕作している状況の中で、地主、あるいは耕作者との関係もありますので、検討させていただきたいと存じます。

次に、第三点の交通公害について、お答えをいたします。

市役所横を走ります新奥多摩街道につきましては、御指摘のとおり都道でございまして、奥多摩街道のバイパス道路となっており。住宅地内におきます生活道路とは異なっている点、その大きな特徴でございます。また、この道路は用途地域の面から見ると、熊川方面から羽村方面に向かう間におきまして、多摩橋通りとの交差点から消防署先の法務局通りとの交差点までの間は近隣商業地域にあり、その他の地域は住居地域であるというように、用途地域の上でも混合するという特徴がございます。

御質問をいただいております交通騒音等の問題につきましては、何といたしましても通行する車両数を減らすことが第一の対策でございますが、御指摘のように、米通りは幹線道路でありまして、近隣商業地域を通過する道路でございます。で、車両の制限がなかなか難しいという状況でございます。自動車の騒音につきましては、その程度が激しい場合には公安委員会に對しまして車両制限について検討されるよう要請することもできます。要請限度というものがございしますが、新奥多摩街道の測定結果を比較いたしますと、現在のところ車両制限ができるという状況にはございません。

しかしながら、このような状況を放置することになりませんので、市といたしましては道路管理者であります東京都に對しまして、道路構造面から、対策として舗装路面の打ちかえの早期実施や、環境面の整備という点での植栽の施行を要請してまいりました。その結果、昭和六十年並びに六十一年度におきまして、小室モータースから埼玉銀行までの間の

舗装打ちかえと植栽の築造を見ました。残された区域も、六十二年度及び六十三年度に施行される予定とのことでございます。

自動車公害の問題は、見方を変えますと、自動車の著しい普及、企業における減量経営と輸送体系の変化等といった経済の問題もありますし、あるいは道路の問題であり、まちづくりにつながる問題でもあります。こういう点で、一朝一夕に解決が図れるという状況にありませんが、今後なお時間をいただきながら、解決の道をさぐっていくこととなりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

次に、福祉対策についてお答えをいたします。

れんげ作業所につきましては、御存じのとおり心身障害者の働く場といたしまして、昭和五十七年に開所いたしました。五年が経過しました。当初、入所者七名で始めましたこの事業も、現在では十五名となりました。この間、関係者を初めとし、ボランティアの方々の御理解ある御協力によりまして、事故もなく運営され、今日に至っておりますことに対し、深く感謝申し上げる次第であります。

しかし、御指摘をいただきましたように、現在の施設では十分とは言えず、大変に苦慮しているところでございます。今後これらの改善策につきましては、総合福祉センター建設に合わせて検討を進めてまいりたいと考えますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、多摩川の美化について、都市下水路から多摩川に流入している水質につきましては、過去数回にわたりましてその改善と方策につきまして御質問いただいております。

御指摘の臭気と汚れにつきましては、その発生源の主なものは、生活系の雑排水等であると調査結果が出ております。都市下水路組合におきましては、昭和五十七年十月に、水質改善計画書が作成されております。目標年度を昭和六十四年度においてございます。水質の改善を図る上で最も急務でありますのが、二市一町の公共下水道汚水管の整備等水洗化の普及でございます。現在鋭意進めているところでございます。

現在当市での集水区域では、約四千世帯のうち九八％が公共下水道に接続を済ませております。羽村町と青梅市におきましても、高率になってきております。また、組合議会におきましても、当市の組合議員さんから強い意見を述べていただいております。瑞穂町石畑の都営住宅も、本年三月に切りかえが完了し、都市下水路への流入を閉鎖しております。

このように、改善に向けて進展をしております。組合の調査で見ますと昭和六十一年度のBODは、一三・六PPMと下がってきており、水質は年々浄化に向かっております。

次に、羽村町の排水路計画で、さらに多摩川の汚染が広がるのではないかと御心配の御質問でございますが、当計画につきましては昭和四十八年に二市一町の公共下水道計画が作成された際に、降雨強度が時間五十ミリメートルに変更となり、その結果、羽村町松原町地内から分岐したルートで川崎地内の羽村大橋の下流の所をはけ口とした第二都市下水路が計画決定されているものでございます。

この計画は、基本的には現在の都市下水路の集水面積は、雨水の排除を目的としておりますので、雑排水等の汚水が排出されることは考えられませんが、現在早期事業化のための協議に入っておりますので、万全を期する上からも、強く意見を述べていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、多摩川の水質保全には、流量を増やすことが強く望まれますので、今後とも関係機関に強く要望してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○七番（佐藤慶二君） 自席からお許しいただきたいと思っております。

ただいま市長よりそれぞれ御答弁いただきました。何点か再質問させていただきます。

第一点は、駐輪場につきましては、市内にある各駅共通の問題であります。五十五年ごろより多くの先輩議員が質問されておられ、地区によっては改善されたところもありますが、余り進展が見られませんか。特に牛浜駅西口につきましては、最悪の状況であります。地元といたしましては、この改善を一日千秋の思いで待っております。これにつきまして、以前より市民クラブの議員さんが要望しておりますが、なお民地の確保につきましてはその方向で市側も努力していただき、一日も早く実施していただき、駅前広場としてその機能を果たせるよう整備をお願いいたしまして、本件についてはこの程度といたします。

第二点、牛浜児童公園でございますが、昔と現在では、状況が違っております。せっかくの公園です。いかなるときでも安心して利用できる施設でなければいけないのではないかと思います。これから入梅となり、一層状況が悪くなると思っています。

最近では東面側にマンションが立ち、日当たりが悪くなり、一層水の乾きが悪くなりました。防災倉庫も公園に設置され、今後防災訓練なども行うただ一カ所の場所でございます。午前中は老人会、午後は子供たちと、二交代で利用させていただいておりますが、できますことなら隣地が畑になっております、そこを買い上げ、もしくは借り上げていただき、公園を広くし、交代制でなく、自由にいつでも便利に使用できますよう、要望いたします。

第三点、交通公害についてでございますが、東京都の騒音基準では七十五ホン以上とのことですが、都内と多摩地区では感じ方が違います。また、道路なども、都内と施工方法が違うのかわかりませんが、重量トラックなどが通りますと、振動がかなり大きく感じられます。

近く、熊川地区に道路拡幅の工事が予定されているようですが、交通公害がかなりひどくなるのではないかと心配しております。米通りには、現在二万三千台ほどの車両が通行しております。先ほどの答弁の中に、当面の対策については御説明がありましたが、将来は将来として結構であります。沿道の住民にとっては日常生活のことであり、苦痛を長く我慢させることはできません。何らかの対策をお願いいたします。

次に、れんげ作業所につきましては、市民クラブの先輩議員さんが要望しておりましたが、また、福祉センターにつきましましてはきょうもまた陳情されているようでございますが、建設された場合には、センターの中に作業所を入れるのかどうか。また、福祉センターでは、どのような設備、事業等が行われるのか。福祉に心身障害者の方々の社会復帰の灯がともり、今後とも皆様の御努力により、これらの不幸な方々に感謝されるよう、十分な施策をお願いいたします。

また、設備がよくなりましたら、現在ほかの病院に入院治療の方々も、退院されたら再度入所できますよう、御配慮をお願いいたします。

狭い所で十五人の方が作業をしておりますと、一日長うございます。精神不安定となり、騒ぎ出す方もおり、全員が不安となり、職員の方々も大変な御苦労のようでございます。総合福祉センターができるまでの対策など、お聞かせいただきたい。いろいろ問題もあるうと思いますが、この点、よろしく御理解のほど、お願い申し上げます。

では、以上の点について、一つ御説明をいただきたいと思います。

○福祉部長（生子国利君） ただいまの御質問に対しまして、私の方で御答弁申し上げたいと思います。

一点の、今後総合福祉センターのできた場合の内容的な問題であろうと思いますが、当然、総合福祉センターとするな

らば、ある程度福祉行政の総括的なものの建物ということになると思います。当然、精薄あるいは身障者、その他の授産施設も考えなければならぬと思います。したがって、現在のれんげ作業所等につきましては、当然考えていかなきゃならないというふうに考えております。

それから、できるまでの間の考え方ということでございますが、現在の予算の中にも研究を既にできるように予算化はしておりますが、これらを早晚検討いたしまして、さらに建設までの間におきましては、れんげ作業所の運営委員会というものがございまして、それらと協議いたしましてその対応をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○建設部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきまして、三点ほど御質問があったようでございますので、市長の答弁をさらに具体的に説明をさせていただきます。

まず、牛浜駅西口広場でございますけれども、御質問の趣旨としましては、駅前広場の機能回復と、そういう問題が主

のようにございます。現況について申し上げますと、牛浜駅前広場については先ほど市長の答弁にもありましたように、JR東日本の土地でございまして、約一千三百平米ほどの面積がございます。それに市道が三本つないでございまして、二本については相互通行、一本については一方通行という状況でございます。

その広場の中の利用状況でございますけれども、これにつきましては自転車が約五百三十台、それからそのほかにJR東日本が月決めで貸しております駐車場が十台あります。そういう状況でございます。大変駅前広場としては御指摘のように煩雑になっておると、そういう状況でございます。この解決策といたしましてはやはり駐輪場の整備、それが急がれるわけでございますが、先ほど市長も経過について御説明いたしましたけれども、一応この広場の中に、高層の駐輪場をつくっていいこう、そういう形で現在まできたわけでございますけれども、なかなか現在のJR東日本の内部事情、そういうものを考慮した場合に、相当先に行きませんと、なかなかできそうもないと、そういう状況でございますので、一応外に駐輪場を整備をしたい、そんなふうを考えております。位置でございますけれども、駅から遠いところにつくりましても効果がございませんで、二百メートル以内のところであれば用地を物色して整備をしていきたい。たまたま福生の駅につきましては、御案内かと思えますけれども、一応西口については今年度整備をする。東口についても一応のめどが立っておりますので、牛浜駅西口あるいは東口についても、一年前に駐輪場としての一応の整備をしたわけ

ですけれども、現状を見ますと、かなりはみ出して、しかも自転車が多くなってきていると、そういう状況がございますので、合わせて検討していきたいと考えております。

それからもう一つ、駅前機能の回復ということになりますと、今の月決めの駐車場、これを撤去していただくと、そういう問題もあるわけですが、この点につきましては先ほどから申し上げましたように、土地が市の土地ではございませんので、一応市の方としてはJR東日本に対して要望していきたいと、そのように考えております。

それからあと、栄通りの交通対策でございますけれども、先ほど市長が指摘しましたように交通量を緩和させると、これが抜本的な対策でございますけれども、なかなか御案内のようにかわる道路がなくて、特に栄通りの交通量の中身を見ますと、西東京工業団地からの産業車両、そういうものが多く含まれていると、そんなふうに見受けられます。また、そのように聞いております。立体交差ができて、これが唯一の迂回路と、そんな形での利用がかなりされているように見えます。これも都市計画街路としての整備の立ちおくれが一つあるわけでございますが、幸いにいたしましたので、国道一六号線についても六十二年度で一応福生市内の区画整理については終わると、そういうこともございますので、今の保健所通り、あそここの打ちかえ整備、あるいは将来的には都市計画街路としての整備をする予定になっておりますが、そういうふうな形での位置づけを、今後とっていかなければいけないだろうと、こんなふうを考えております。

それから、あと、公園の関係でございますけれども、公園の関係につきましては、御案内のように地形があいいた地形になっておりまして、なかなか水の処理ができない、そういう状況でございます。公園の中が二段になっているような状況でございますので、それが自然の状態でかなりレベルが高い、そういうことでございますので、できるだけ中の整備をさせていただきます。何とかあの中での利用効率を図っていきたい。

もう一つは、今、水の問題で、一日ないし二日くらい水たまりができる、そういうお話も聞いているので、その点については今利用しているゲートボール、そういった実際に利用する面で支障にならないような位置に吸い込み槽等を掘りまして、何とか水の問題についても、一応解決していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○市民部長（小野光明君） それでは、三点目の交通公害のうちの一部でございますけれども、市長の答弁の補足をさせていただきます。

自動車騒音につきましては、騒音防止法に基づきまして、ある一定の基準を超えます場合に、その道路管理者への要望

というのとはできるわけでございます。この栄通りは都道でございますので、当然そういう場合には一定の基準を超えますと、要望していろいろと、打ちかえとか植栽、あるいは規制等があるわけでございます。

その基準といえますのは、福生市役所の前でございますけれども、ここは新興多摩街道と言われておりますけれども、用途地域で見ますと近隣商業地域というふうになってございます。そうしますと、ここは朝、昼、夜というふうな、そういうふうなものを時間帯に合わせまして規制対象を、要するに都知事の方へ要望する自動車騒音要請限度というものがあるんでございますけれども、これは騒音規制法第十七条第一項でございますけれども、これでいきますと七十ホーン以上になっている場合には、そういうふうな要請ができるわけでございます。これが、五十九年度で、朝でございますが、六時から八時でございますと、調べましたときに五十九年度六十六ホーンでございました。そして、千四百三十三台走っております。それから六十年が六十五ホーンで、千五十二台、一時間に走ってございました。六十一年度は六十六ホーンで千百七十二台というふうな、台数はともかくホーン数でいきますと、その規制要望の限界までいっていないという状態があると思います。これが、昼、夕、夜とあるんでございますけれども、それぞれその範囲内でおさまっているということで、法的にはなかなか難しいんだと思います。

いずれにいたしまして、これは毎年十月にやっておりますわけでございますけれども、こういうふうな道路交通の、何とか、円滑な運用というものは、いずれも交通規制の面というんでしょうか、警察行政の面と、騒音防止の方の関係と、あるいは道路網等の整備とか、あるいは交通に対する市民、あるいはその関係業界へのPRとか、いろいろな要素があると思います。

非常に難しい要素がございますんで、今後も騒音の面からもうちの方としては確実に調査を図っていったり、あるいは警察とか東京都の方へなるだけのお願いというんでしょうか、なるだけこういうふうな問題で困っているという要望は、今後も申し述べていきたいと思っておりますので、何かちょっとなっていないんですけれども、補足させていただきます。

○七番（佐藤慶二君） 御説明ありがとうございます。

ただいまの総合福祉センターが一日も早く建設されることを要望いたしまして、この件につきましては終わらせていただきます。

次に、下水路の問題でございますが、多摩川の問題は当市だけでなく、隣接市町、東京都、建設省など難しい問題もあ

ろうかと思ひます。鈴木都知事も言っておられるように、ふるさと東京、緑の東京、汚れた川では緑豊かなふるさととは言えませんが、多摩川が昔のように川遊びのできる川辺に、緑豊かなふるさとになりますように、お願いいたします。

これで、私の質問は終わらせていただきます。

○よく役所言葉に、前例がない、いろいろ問題がある、予算がない、外部との関係がある、これらの言葉が出たら、まず頼んだことはだめだろうと思ひますが、この四つの言葉を考えたら、今日、空を飛ぶ宇宙時代はなかったかもしれません。まず、問題があったらどうしたら解決するか、どうしたら成功するか、やろうと努力すれば、満足しないまでも目的はある程度達せられることが多いと思ひます。幸い福生市では過去大きな問題を数多く成功、解決してこれたスタッフの皆様がおられます。私たちもできる限りのお手伝いをさせていただきますので、私の御提案いたしました問題につきましては、早期実現をよろしくお願いいたします。私の質問はこれで終わらせていただきます。大変ありがとうございます。

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩いたします。

午前 十時四十九分 休憩

午前十一時四十六分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際報告事項がありますので、事務局長をして報告いたします。

（須崎議会事務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

○議長（村尾栄次君） 以上で報告は終わりました。

ただいま報告された議案二件の取り扱いについては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いします。

（議会運営委員長仲村清信君登壇）

○議会運営委員長（仲村清信君） 御指名をいただきましたので、休憩中開催をいたしました議会運営委員会の結果につきまして報告いたします。

本日の日程でございますが、新たに議案二件が市長から送付されましたので、日程に組み先議することになりました。次に、新たに提出された議案の取り扱いでございますが、慎重審議の上、即決でお願いすることといたしました。

以上で報告いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

新たに提出された議案二件を本日の日程に追加し、先議したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって新たに提出された議案二件は、本日の日程に追加し、先議することに決定をいたしました。

○議長（村尾栄次君） 追加日程第一議案第七十三号福生市の一般職の職員の昭和六十二年六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君） 御指名でございますので、議案第七十三号福生市の一般職の職員の昭和六十二年六月期期末手当の支給割合を定める条例について御説明を申し上げます。

本条例はお手元の提案理由にございますように、一般職の職員に支給する期末手当の支給割合を定めようとするもので、条例の第一条は、その趣旨でございますが、期末手当の額の算定方法といたしましては、給与条例第十一条の二、第二項の規定により、その時期の社会経済情勢及び他の地方公共団体の支給額その他の事情を考慮して、別に条例で定める割合を給料に乗じて得た額ということになっております。そこで、第二条におきましてその支給割合を百分の百四十六とするものでございます。

○附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十三号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 追加日程第二議案第七十四号福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 御指名をいただきましたので、議案第七十四号福生市教育委員会委員の任命について、その提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

福生市教育委員会委員のうち、木村和男氏は、昭和六十二年六月十五日をもって任期満了でございます。

木村和男氏におきましては、既に三期教育委員会委員を務められ、大変経験が豊かな方であります。その間、教育委員会委員長及び委員として熱心に教育行政に取り組まれ、御活躍されておりますので、再度御就任をいただくよう考えておりますので、本日議案として御同意方御提案申し上げた次第でございます。木村和男氏の履歴につきましては、お手元の資料のとおりでございます。何とぞよろしく御審議をいただきまして、御同意賜らんことをお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番(松山 清君) これについてどうこうということではないんですが、やはり余りにも唐突なわけなんです。従

来私の記憶しているところでは、こうした場合には一定期間前にこうした経歴等を出してその上で一定期間あった後に議会の同意を得ると、そうしたことがあったと思うんです。ですから、今回は特別ということなのかもしねませんけれども、今後もうこうした、出してすぐというようなことは絶対に今後ないようにお願いしておきたいんですけれども、その点について一つだけお聞きしたいと思います。

○助役(古谷徳男君) 自席からお答え申し上げます。

過去のことの、そういう事例があったというか、よく記憶にないんですけれども、最近、私どももそういった、教育委員さんに限らず、議会にお願いする人事案件、こういったものが年に幾つかあるわけでございますけれども、これらについては市長が任命するための議会にお諮りする問題でございまして、いろいろその人のケースによりまして、新しい人を選任する場合とか、任期を續いて再任という形でお願する場合とか、いろいろあるわけでございますけれども、今後これらにつきましては議会側ともそれらの扱いについては御相談をしながら、こういった議案の扱いについてやっていくたいと、このように思います。

○十三番(遠藤洋一君) 私も松山さんと同じ意見を持っていますものでして、任期満了ですから非常に急いだということがあると思いますけれども、任期満了がわかっていればですね、なおかつゆとりを持った形で提案というものがあってしかるべきだというふうに思っています、意見を述べておきたいと思っています。

それから、木村さんについて、個人のことはどうというのは意見はありませんけれども、一応教育委員という大変重要な役職ですから、市長のお言葉というか、説明では、経験が豊かで熱心な方であるということであれば、私としてもそれについて理解しますけれども、教育委員としてどのようなお考え、あるいは教育委員会にどのような形で御出席なさっているかとかということにつきまして、やはり選任をして、なおかつそれを承認するには、幾つかやはり必要な資料があるだろうというふうに思いますんで、そういうことから言いまして、松山さんと同じように唐突な出方に對しまして、今後ぜひ考えていただきたいと思ひますし、まあこちらの方が教育委員会に毎回のようによい傍聴に行かないという怠慢を指摘されればそれまでなんですけれども、それしても、例えば前回の大野さんのような新任の方の場合には期待を持って承認するわけですから、今までやってこられた方に関しては、ぜひどういう形の教育委員会の行政でおられたかといううことにつきましても考えたいと思ひますので、そういうたゆとりのあるかたちでの提案をお願いしたいと思います。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十四号は、原案のとおり同意されました。

○議長（村尾栄次君） 午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十六分 休憩

午後 一時 二分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。三番野口秀世君。

（三番 野口秀世君登壇）

○三番（野口秀世君） 初めての定例会で質問の機会をいただきました。大変ありがとうございます。御指名をいただきましたので、会議規則に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めての試みでございます。勉強不足でもございますので、ぜひその辺をお含みおきいただきたいと思います。

最初に、総合計画について。

私もこれから四年間議員として働かせていただくわけでございます。そこでまず伺っておきたいのが、市の将来像でございます。

現在は昭和六十一年に改正されました修正基本計画に沿って市政の運営がなされていると思います。また、市長の市政方針演説の中でも、この修正基本計画により計画化された事業を着実に実施していくと述べられております。ぜひそのように特段のお骨折りをお願い申し上げるわけでございます。

そこで、市政施行二十周年に当たる昭和六十五年より第二期の総合計画をスタートさせると伺っております。またそのための準備、あるいは調査を本年より始めるとも伺っております。二十一世紀を展望し、すばらしいまちづくりのために、立派な総合計画をつくっていただきたいと思っております。

そこで、この中に盛り込まれる広域的に見た福生市の役割、あるいは機能、そして適正な人口配分等を含めまして福生市の将来のあるべき姿、また市長の理想とするまちづくりについてお考えをお聞かせいただければ、大変ありがたいと思います。

次に、モノレール構想についてでございます。

地盤沈下が叫ばれている福生にとって、新たな交通機関の乗り入れということは、単に市民の足の確保ということだけにとどまらず、商業の振興、ひいては市の活性化にもつながる大事な計画であると思えます。ぜひ実現をさせていただきたいと願っているわけでございますが、当初の計画路線には、残念ながら福生は入っておりませんでした。そこで支線の実現に望みをつないでいるわけでございますが、当市でも昭和五十七年からモノレール等建設促進協議会に委員を送りまして、いろいろと働きかけを願ってきたところでございます。その協議会での現在までの経過、あるいは支線の可能性についてお尋ねいたします。

三つ目に、福生駅周辺の整備について、まず東口について伺いたします。

駅前に立派な広場ができて、大きな建物も幾つか立って、駅前らしい景観ができています。せっかくできる福生の顔でございますので、できるだけすばらしいものにしていただきたいと思います。

そこで、これから新しい建物の予定、あるいは現在ある建物の増改築等の計画がありましたら、お伺いをいたします。また、そういう建物の計画がありましたならば、難しいかもしれませんが、外観等について市の意見が入れるかどうかをお伺いいたします。

もう一つは、せっかくのターミナルでございます。市民が自由に使えるような、公共的な施設ができるかどうか、お尋ねいたします。

次に西口について伺います。現在は橋上駅の昇降口が南に向かって一つついているだけでございます。旧駅舎の跡も、そのままになっております。この部分も含めまして、近い将来どのような施設をつくっていくのか、また、最終的にはど

ういう機能をもった、どのぐらいの広場を整備していくのかを、お尋ねいたします。  
最後に、駅に続いております都道一五六号、通称駅前通りでございますが、この道路はどういう計画になっているのかをお尋ねいたします、私の第一回目の質問といたします。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 野口議員さんの御質問にお答えをいたします。

最初に、第一点の総合計画でございます。第二期総合計画の策定と、市の将来像についてでございますが、福生市はおかげさまで議員並びに市民の皆さまの御協力、御努力を得て今日の姿まで発展してまいりました。心から感謝申し上げますとともに、これからの福生について十分考えあていかなければならない時期だと思っております。

御存じのように、高齢化、情報化、国際化といった社会的潮流の中で、国は第四次全国総合開発計画を近く発表し、都は第二次東京都市圏計画を決定し、現在それに基づき実施計画を策定中でございます。このような国及び都の計画は、近隣の計画とともに当市の今後のあり方に、大きな影響を与えますし、本市が市政施行から昭和六十五年でちょうど二十周年にもなりますので、過去、現状の分析の中から将来を考えるべきときと考えております。

したがって、本年は本市の現状や今後の変化の予測、国及び都の計画の影響等の中から、将来のあり方をさぐるための基礎調査を、専門業者に委託してまとめる作業にかかっているところでございます。年内にまとまってくると思いますので、それを参考に議員、市民の方々及び職員の参加を得て、福生市の第二次総合計画を六十四年度秋にはまとめていきたいと考えております。この策定につきましては、またいろいろと御指導、御協力を賜ることになりますが、よろしくお願いを申し上げます。

さて、その基本となる市の構想の姿、将来像についてでございますが、第二次総合計画制定過程での委員会、審議会、市民の方々の御意見等の中から決定されてくるべきものと思えますが、私見として幾つか申し述べます。

福生市は狭い市ですが、八王子、立川、青梅といった多摩のしんの三角形のほぼ中央に位置し、西多摩地区の玄関に位置しているわけで、その特性としての商業、医療、文化等々の機能を伸ばし、多摩や西多摩の中での役割を分担していくことが求められていると思えますし、このような広域的視点の中から、市の独自性もまた生まれるだろうと考えます。もちろん、今までつくられてきた安全で快適なまちを維持発展させるために、自然の保護、創成、区画整理や再開発、

交通網の整備や生活関連施設の整備も、重要な課題となります。同時にこのまちに住む市民一人一人の幸せの、豊かな心といった、精神的側面のより以上の充実の中から、本来の意味での福祉のまちも生まれるであろうと思えます。

いずれにいたしましても、福生という市が、ここに住む市民、ここに生きてくれる人々にとって、本当によいまちとしてのあり方こそ、市の将来像ということになるうと思えます。その方法をさぐり、これを具体化する施策の体系が、総合計画ということになりますので、さまざまな議論を尽くしてまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、モノレール構想についてでございます。

モノレール構想について、全線計画の経過と、当市が支線延伸の要望をしているその後の経過等についての御質問につきまして、御答弁を申し上げます。

東京都は、マイタウン東京構想において、多摩地区を将来の都市づくりに大きな可能性を持つ地域として位置づけまして、情報、交通など複合的に整備をすることによって、職と住の調和した、自立性の高い地域づくりを目指すとしております。これはしんとする都市づくりであります。多摩地域が全体として自主性を高めていくためには、このしんとするそれぞれの都市の特色ある育成を図りながら、各都市が相互に結びつき、努めて互いに補完し合っていく必要があります。一方、この地域の交通網は、鉄道、道路とも都心部へ向かう東西方向を中心に形成されていまして、いわゆる南北方向の道路網の整備が、おくれましております。さらに、道路混雑も日常化しております。都市活動に大きな支障を来しております。このため、都市活動を支える公共交通機関の整備拡充を図ることが必要であるとして、東京都が調査を実施したわけですが、特に昭和五十一年度の新交通システムの基礎的調査によって、都市モノレール等の中量輸送機関の導入が有効であると評価されたのを受けて、策定されました構想が昭和五十二年十月にまとまった、多摩地区都市モノレール基本計画であります。そして、昭和五十七年五月には、東京都の長期計画懇談会から中間報告で全長九十三キロメートルのルートが発表され、同年七月、これに呼応するようにモノレール等建設促進協議会を設立いたしました。

野口議員さんのお話にもありましたが、この全線計画のルートでは、当市を通過してはおりません。当協議会は現在十九市五町一村が加入し、促進のための活動を行っております。その結果、多摩ニュータウン内にあります多摩センター駅から立川を通り、東大和市内の新青梅街道までの、延長約十六キロメートルの間の事業計画が具体的に進み、六十一年四月、東京都並びに沿線五市と民間企業二十七社をもって、第三セクターとしての多摩都市モノレール株式会社が設立されまし

た。六十二年度中に事業決定を行い、昭和七十二年度までに全線開通を目指すことになりました。

ちなみに、東京都はこのモノレールの走るインフラ部と称する軌道構造物を建設し、多摩モノレール株式会社は車両、線路、変電所、信号、通信、駅施設等を購入、あるいは施工し、モノレール事業を経営することになります。また、協議会では全体九十三キロメートルの全ての事業採択に向けて関係機関への働きかけと合わせて、中間部の短絡線及び周辺市街地への延伸線、つまり支線について、今後も強力に運動を推進していくことになっております。したがって、当市といたしましては、この協議会、または市長会を通じて東京都に対しまして支線延伸と全線開通を要望していく所存でございます。

次に、第三点目、福生駅周辺の整備についての御質問にお答えをいたします。

一つ目の東口駅前の関係でございますが、東口は昭和五十八年度に換地処分を行い、約五ヘクタールの土地区画整理事業が完了したわけですが、各区画内の土地は、お話のとおり個人の所有地ですので、当市に限らず建築基準法等準拠していれば、それぞれの自由な建築活動が可能であります。

最近、いわゆる都市美とか、都市景観についても論議が盛んになっておりますが、各建物の大きさや外観、色などについて、市民が合意され、市でコントロールができればそれなりに特色のあるすばらしいまちが創出できると思います。現に、高山市とか倉敷市などでは行っていますが、これは私権に対する制限を強化することになりますので、コンセンサスを得ることが大変でございます。当市の場合は、まだそのような行政を施行していませんので、野口議員さんの御指摘のような状況が生まれるわけでございます。今、月に一回程度ですが、市役所内で若い職員が中心となって「文化化」について討議を実施させています。そのような中から、議会にも御相談できるような、御指摘の向きの線が生まれてくることを私たちが期待しているところでございます。

駅前に、市民のためになる公共施設をつくる考えがないのかとのことでございますが、先ほど佐藤議員さんの御質問に対しても触れましたとおり、今は何といたっても駐輪場対策であります。この解決が図られたならば、西口とのバランスの点もありますが、タクシー乗り場のところへの屋根かけぐらひはしなければと考えております。

民間における新しい計画につきましては、特に聞いておりませんが、西友の増床計画が一つございまして、できれば昭和六十四年四月の完成を目標にしているようにございます。

二つ目の西口再開発の現状についてでございますが、さしあたり本年度におきましては、既に買収済みの、これまでの駅舎等のありました土地を使って西口広場の機能改善と、駅前らしさづくりをいたします。これはバス等の発着が改善できると同時に、何よりも歩行者の安全が確保できます。加えてベンチ、水飲み場、植栽等をほどこすと同時に、公衆便所等もつくりますので、市民を初め駅利用者によるこんでいただける広場になると思っております。また、西口は自由橋の階段が、一方だけですので、この不便さを解消するため、西武信用金庫の別館用地を売っていただくための交渉を進めています。本件も基本的に協力いただける確認をしていますので、この具体策については逐次議会へも御相談申し上げます。所存でございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、将来計画ですが、西口再開発計画の中で、最近「第一街区」と称している部分の関係者から、再開発の希望が出ていますので、これを大事に醸成させたいと考えております。この第一街区が進みますと、駅を中心にした駅前広場が期待できます。

なお、「中央通り」と称しています都道一六五号線は、都市計画道路二二五号線として都市計画決定がしてありまして、計画幅員が十六メートルであります。

以上で答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○三番（野口秀世君） それでは、自席より再質問をさせていただきます。

ただいま、大変抽象的な質問でございましたけれども、市長さんから大変丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

最初の問題の中で、人口問題があったんですが、触れておらないようでございますので、ちょっと伺います。

市長の答弁の中にもありますように、福生は非常に狭いまちでございますし、人口密度も基地を除く面積で見ますと、かなり高いと思われます。そういう意味からも、いろいろな事柄を広域的に考えていく必要があると思うわけですが、西多摩地域広域行政圏計画等の人口予想では、昭和六十五年から十年間の間に、約十万人伸びるとうたわれております。どのような伸びる予想があるのか、またその中で、福生はどうなっていくのかをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、モノレールについてでございますが、支線の実現に向かって強力に運動を推し進めていくという御回答でございますが、民間企業が入っている株式会社としてスタートするわけですので、いざ支線が実現するという段階になりますと、